

群馬大学未来先端研究機構国際アドバイザーボード要項

平成 26. 10. 22 制定

改正 平成 31. 4. 1

(趣 旨)

第 1 この要項は、群馬大学未来先端研究機構規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、群馬大学未来先端研究機構国際アドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第 2 アドバイザーボードは、機構長の諮問に応じ、未来先端研究機構の研究体制及び成果等についての評価を行い、その結果を学長に答申する。

2 アドバイザーボードは、未来先端研究機構の運営等について、必要に応じ機構長に助言を行う。

(組 織)

第 3 アドバイザーボードは、委員数人をもって組織する。

2 委員は、国内外の学識経験者のうちから機構長が委嘱する。

(任 期)

第 4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事 務)

第 5 アドバイザーボードの事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。

(要項の改廃)

第 6 この要項の改廃は、群馬大学未来先端研究機構運営委員会の議を経て、機構長が行う。

(雑 則)

第 7 この要項に定めるもののほか、アドバイザーボードの運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成 26 年 10 月 22 日から施行する。

2 この要項施行後、最初に委嘱される第 3 の委員の任期は、第 4 の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。